



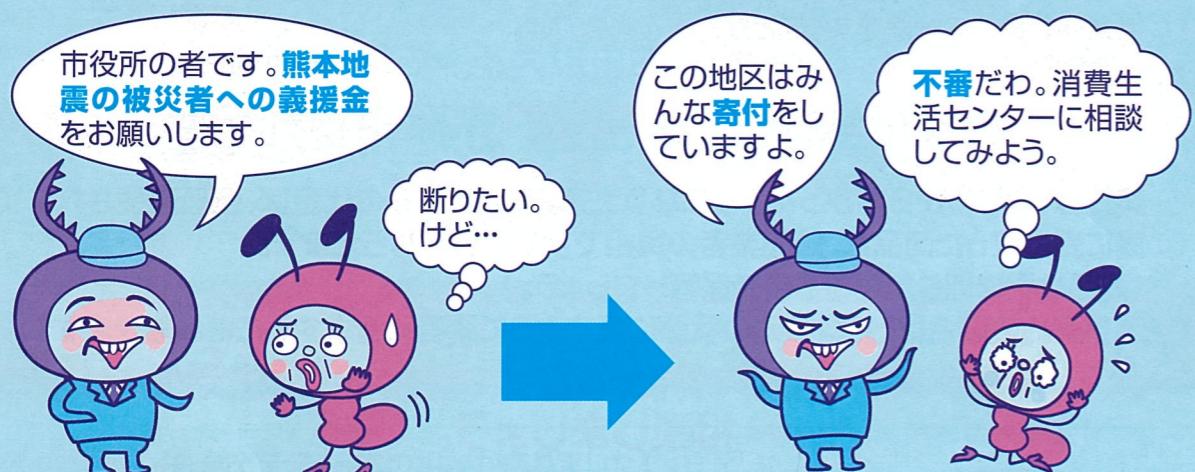
# アリンコ通信 夏号

アリンコちゃん

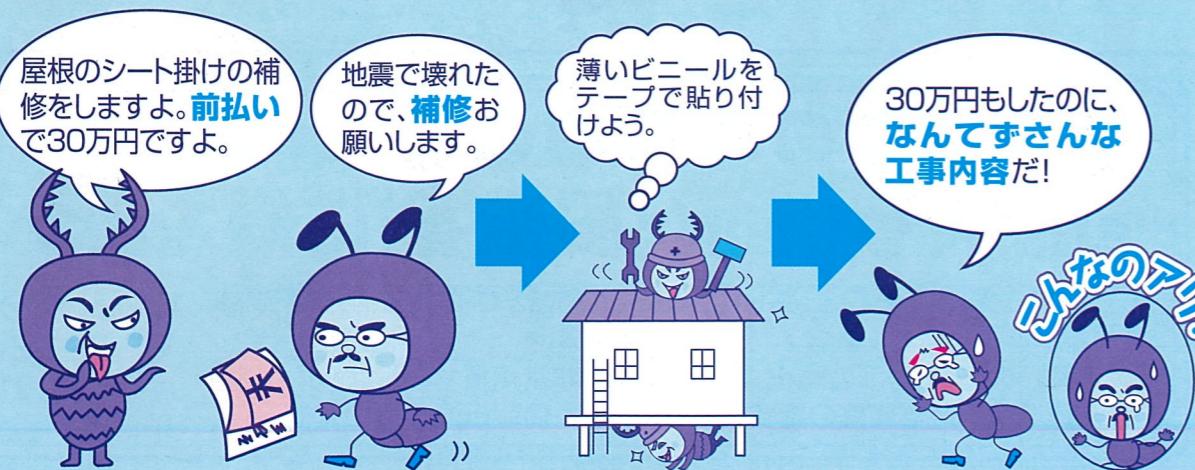
## 熊本地震に便乗した悪質商法に気をつけて!

熊本を震源とする地震では、大きな被害がありました。被災された地域の皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。また、被災地域以外の皆様にも、地震などの自然災害の発生後には、災害に便乗したさまざまなトラブルが発生しますので、注意をお願いします。

### 震災に便乗した義援金詐欺



### 震災に便乗した屋根修理サービスのトラブル



### ① 自然災害に便乗した悪質商法

自然災害に便乗したトラブルは、「災害を口実にした訪問購入」、「悪質メール」など、さまざまなタイプがあります。

### ② 親切心に付け込む手口に注意してください。

災害時の混乱や、被災者を支援したいという気持ちに付けこなれます。公的機関や公的団体をかたって義援金をだまし取るケースがあります。たとえば、『ボランティアを名乗る女性』『社会福祉関係団体』『市役所の職員』などがあります。

信頼できる団体かどうか、必ず確認するようにしましょう。

### ③ こんな言葉に要注意!

「復興支援になる」  
「売上金の一部を震災義援金にする」  
「プリペイドカードを購入して、番号を教えてほしい」

- 不審な電話はすぐに切る。
- 来訪の申し出はキッパリと断る。
- 知らない相手からのメールに返信しない。

### ④ もし、契約をした場合はどうなるの?

訪問販売などでした契約は、クーリング・オフにより無条件で契約の解除ができます。

クーリング・オフとは、訪問販売など法律で定められた特定の取引の場合、一定の期間内であれば、無条件で契約の解除をすることができる制度です。

※ 一定の期間: 契約書面を受け取ってから**8日以内**(20日以内の場合もあります)

**クーリング・オフ** ▼ **が適用になると**

- 契約は、はじめから無かったことになります。支払い済みの代金は、全額返金されます。
- 既に受け取った商品は、販売業者の負担で引き取ってもらいます。(商品は引き取りが終わるまで保管しましょう。)
- 工事契約の場合は、無料で元の状態に戻すように業者に請求することができます。

**一人で解決しようとせず、家族や友人、警察、消費生活センターに相談しましょう。**



### くらしのワンポイント 自然災害(地震・風水害)に備えよう

いざという時にあわてないために、ご家庭でできる防災対策に取り組みましょう。

- 家具類の転倒・落下的防止
- 避難場所や避難経路の確認
- 備蓄品・非常用持ち出しバッグの用意
- 情報収集・情報伝達手段の確認



## ちょっと待って! その契約「相談コーナー」

### 訪問購入(押し買い)

#### 相談事例

高齢の女性宅に突然、「古着を買取ります。」と女性から電話があった。承諾すると、男性が自宅を訪れ、古着ではなく、ネックレスの買取りをしつこく長時間にわたって勧誘してきた。仕方なく千円で売ってしまったが、冷静に考えると大事な物を売ってしまったと後悔している。



#### センターからのアドバイス

- ★ 訪問購入について電話があった場合、家族など周りの人に相談して慎重に判断するようにしましょう。訪問を承諾する場合は、一人ではなく複数で対応するようにしてください。
- ★ 古着や靴などの買取りを持ちかけられても、本当は貴金属の買取りが目的の場合があります。一度貴金属を売ってしまうと、取り戻すことは非常に困難です。長時間にわたり居座られたり、恐怖を感じるような場合は、消費生活相談センターや警察に相談しましょう。
- ★ もし契約しても、書面を受け取った日から8日以内であれば無条件で契約を解除して商品を取り戻すことができます。また、契約をする際に業者が事実を伝えていない場合には、8日間を過ぎていてもクーリング・オフが可能なこともあります。手続きで分からぬことがあります。まずは消費生活センターに相談してください。

**強引に買取りを持ちかけられても、売りたくない場合は、  
キッパリと断りましょう。**

## 平成27年度 消費生活相談の概要

### 相談件数

[年間で7,716件の相談がありました]



平成27年度に宮崎、都城、延岡の消費生活センターに寄せられた相談件数は、前年度に比べ、243件(3.1%)減少し、7,716件でした。このうち、苦情相談は、7,298件で相談全体の94.6%を占めています。

### 苦情相談の多い品目

[情報サイト料金(ワンクリック)の不正請求などに関するものがワースト1位に]

- 最も多い品目は、情報サイト料金の不正請求などの「放送・コンテンツ等」1,591件です。契約当事者の年代別でも、70歳代以上を除く全ての年代で最も多くなっています。
- 敷金トラブル等の「レンタル・リース・貸借」も依然として多く、ワースト2位となっています。

### 苦情品目ワースト5

順位	品目	27年度	主な相談内容
1位	放送・コンテンツ等	1,591	情報サイト料金の不正請求
2位	レンタル・リース・貸借	431	アパート退去時の敷金トラブル
3位	融資サービス	399	多重債務、過払金返済請求
4位	インターネット通信サービス	358	インターネット回線の契約
5位	商品一般	336	ハガキによる架空請求

## おしらせコーナー

こんなのがアリ!?と思ったら…

あきらめないで、まず相談

### 宮崎県消費生活センター

宮崎市江平西2丁目1番20号



☎ 0985-25-0999 (相談専用)

電話相談 午前9時～午後7時(月～金)  
午前9時～午後5時(土)  
(※祝日・年末年始を除く)

### 都城支所

都城市北原町16街区1



☎ 0986-24-0999 (相談専用)

電話相談 午前9時～午後5時(月～金)  
(※祝日・年末年始を除く)

### 延岡支所

延岡市本小路39番地3



☎ 0982-31-0999 (相談専用)

電話相談 午前9時～午後5時(月～金)  
(※祝日・年末年始を除く)

来所される場合は、事前にご連絡ください。

## 出前講座のご案内

消費生活センターでは、くらしの中の様々な問題について知りたい方ため、無料の出前講座を行っています。

職場内の研修、高齢者クラブ、PTA、自治会、中学校・高校生の学習などにぜひご活用ください。

原則として10名以上から承ります。受講料は無料です。

県内どこへでも伺います。

詳しいことはお近くの消費生活センターまでお問い合わせください。



### 消費生活センター

☎ 0985-32-7171

### 都城支所

☎ 0986-24-0998

### 延岡支所

☎ 0982-31-0998

## 民事調停制度のご案内

金銭の貸借、売買、交通事故、借地借家、農地の利用、近隣間の紛争や借金の整理など、身近なトラブルについて、話し合いで解決を図ることができます。

宮崎簡易裁判所 調停係 ☎ 0985-68-5153  
(手続きに関する相談受付 月～金 午前9時～午後4時)

## 法テラスのご案内

トラブルの解決に役立つ法制度や地方公共団体、弁護士会などの関係機関の相談窓口を無料で案内しています(情報提供業務)。

また、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあった時に、無料法律相談や必要に応じて弁護士費用・司法書士費用などの立替えを行っています\*(民事法律扶助業務)。

\*ご利用には収入等の条件があります。法津相談は事前予約制です。

法テラス サポートダイヤル ☎ 0570-078374  
(平日 午前9時～午後9時)(土曜 午前9時～午後5時)